

令和8年度 保育料徴収金基準額表 【中山町】

階層		定 義	3歳未満児	
			標準時間	短時間
1		生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2		帯 1 町民税非課税世帯		
3		均等割課税世帯		
4		町民税所得割課税 24,300円未満		
5		24,300円以上 48,600円未満		
6	1	48,600円以上 57,700円未満		
	2	57,700円以上 72,800円未満		
7	1	72,800円以上 77,101円未満		
	2	77,101円以上 97,000円未満		
8	8	97,000円以上 130,000円未満	15,400円	15,200円
9	9	130,000円以上 169,000円未満	22,300円	22,000円
10	10	169,000円以上 301,000円未満	53,000円	52,200円
11	11	301,000円以上 397,000円未満	57,500円	56,600円
12	12	397,000円以上	60,000円	59,100円

▽ 3歳以上児について

幼児教育無償化により、
保育料は0円です。

1. 町民税所得割の額には、調整控除を除く「税額控除」は適用されません。
2. ただし、給付単価を限度とする。

▽多子世帯軽減一覧

住民税課税状況	条件	第2子	第3子以降
77,101円以上	一般	上記表のとおり(※施設同時入所の場合は、上記表から半額)	0円(第1子の年齢制限なし)
	ひとり親等		

※施設同時入所について

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通所施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合